

大阪市中央公会堂レストラン事業者募集要項

I 募集の目的

大阪市中央公会堂（以下「公会堂」という。）は、市民の文化活動、会議その他各種行事のための場として様々に利用され、市民文化活動の拠点となっています。本市としては、こうした公会堂のポテンシャルを、大阪の都市魅力発信・向上のために、更に活用していきたいと考えています。

その取組の一環として、館内レストランについても、公会堂利用者へのサービス提供のみならず、レストラン自体を目的に多くの人が集う、中之島エリアのアイコン的存在となり得るような、特別感と魅力を持った上質な店舗による運営をめざし、平成 26 年に公募を行い、レストランを運営する事業者（以下「レストラン事業者」という。）を決定しましたが、その事業者による運営期間が今年度までとなっているため、引き続き、前記趣旨を踏まえた中之島エリアの魅力向上に寄与するようなレストランを運営する事業者を募集します。

II 基本的な運営方針とコンセプト

1 基本運営方針

レストランに求められる基本的な運営方針は、以下のとおりです。

- (1) I の募集の目的に記載しているように、公会堂利用者へのサービス提供のみならず、「大阪の知と文化と歴史のシンボル」をコンセプトとする公会堂にふさわしい、中之島エリアのアイコン的存在となり得るような、特別感のある、洗練された上質なレストランを運営して下さい。
- (2) 重要文化財である公会堂を後世の市民に大切に受け継ぐことができるよう、文化財保護の重要性に十分な配慮をしたレストランを運営して下さい。
- (3) レストラン関係部分を除く公会堂の運営は、別途募集する指定管理者が行います。レストラン事業者は、レストラン施設の管理運営について、公会堂指定管理者の指示に従うとともに、公会堂自体のイベントとの連携も視野に、レストランを運営して下さい。

2 レストランのコンセプト

1 についての基本的なコンセプトを踏まえた、めざすレストラン像は以下のとおりです。これらを踏まえ、レストランコンセプトを提案して下さい。

- (1) レストランの雰囲気や、洗練された上質な魅力あるメニューやサービスを目当てに、近隣はもとより、幅広い地域から、人々が期待と特別感を持って来店する。
- (2) 一度利用した利用者が、特別な機会に再度利用したい、大切な人と来たいと思えるような心に残るメニューとサービスが提供されている。

- (3) 重要文化財である公会堂の魅力を活かした、文化の薫り高い雰囲気を持ち、公会堂、ひいては中之島エリア全体の印象をも高めるような影響力がある。
- (4) グルメ情報媒体や各種ガイドブックなどにおいて、上質で魅力があり訪れる価値があるレストランであるという趣旨で高く評価される。

Ⅲ 公募事項

1 公募案件

大阪市中心公会堂レストラン事業者募集

2 使用目的

レストランの運営

3 使用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ただし、令和8年4月1日以降についても、使用許可期間満了の30日前までに書面により経済戦略局に申出を行い、承認を得た上で、1年以内の期間で更新できるものとします。ただし、当初の使用許可開始日から通算10年（令和17年3月31日まで）を超えることはできません。なお、更新を希望しない場合は、期間満了の8ヶ月前までに書面により意思表示をしてください。

4 レストラン関係施設概要

(1) 場所

公会堂の地下1階（資料1）及び地下2階（資料2）

(2) レストラン関係施設と面積

- ①客席（ホール）、厨房、厨房事務室、厨房トイレ、更衣・物入れ、食品庫：地下1階 403.37 m²
- ②サンクンガーデン（北側部分）：地下1階 79.98 m²
- ③倉庫：地下2階 11.33 m²

Ⅳ 応募に必要な資格等

1 応募資格

応募申込書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人（個人は不可）または連合体であること。

【法人に関する要件】

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

- していないこと。
- ②大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
 - ③大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
 - ④指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
 - ⑤経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）。
 - ⑥最近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
 - ⑦食品衛生法関係法令に基づくレストランを運営するのに必要な資格、許可、認可等を有していること。
 - ⑧応募申込み時点までに、飲食店の営業や企画・運営に携わった3年以上の実績があること。
 - ⑨過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分等を受けていないこと。

【連合体に関する要件】

- ① 連合体は2以上の法人で自主結成すること。
- ② 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人（以下「代表法人」という。）を選定し、代表法人が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人は、当該連合体の構成団体として扱うこと。
- ③ 連合体の構成団体（代表法人を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人については業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。
- ④ 連合体の構成団体（代表法人を含む）全てが上記【法人に関する要件】を満たすこと。
- ⑤ 申請書類提出後、代表法人及び構成団体の変更は原則として認めない。

2 失格事項

応募書類提出後、次のいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外又は事業予定者としての地位を失います。

- ① 1に定める応募資格を満たさなくなった場合
- ② 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合

④その他不正・不誠実な行為があった場合

V 応募手続について

1 募集要項の配布期間

令和6年11月5日（火）から令和6年12月23日（月）まで

※大阪市ホームページ上で配布します。

2 現地説明会

本件募集に関し、現地説明会を行います。

応募に当たっては、現地説明会への出席を必須とします。

日時：令和6年11月18日（月）10時から

場所：大阪中央公会堂地下1階大会議室

参加申込みは、説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記載の上、申込期限までに、「IX 申込み・問合せ先」まで持参するか、ファックス又は電子メールでご提出ください。

※ファックスの場合、送付されたことを電話で「IX 申込み・問合せ先」までご確認ください。

※電子メール送信の場合、件名に「公会堂レストラン応募」と記載して下さい。

※説明会会場は、駐車場の台数が限られていますので、公共交通機関をご利用下さい。

3 質問の受付・回答

本件募集に関して質問があれば、質問書（様式自由。ただし、質問者名、担当者名を明記して下さい。）を電子メールで「IX 申込み・問合せ先」まで送付して下さい。電話、ファックス及び来訪による質問には、回答できません。

※電子メール送信の際、件名に「公募レストラン応募に関する質問」と記載して下さい。

(1) 質問受付期間

令和6年11月22日（金）から令和6年11月29日（金）まで

(2) 質問への回答（予定）

下記の期限までに大阪市ホームページにて掲載します。

令和6年12月9日（月）（予定）

4 応募書類の提出

応募書類は、次の提出期間内に、提出場所に必ず持参して下さい。郵送、

ファックス及び電子メールによる提出はできません。

なお、提出後に応募書類の変更及び追加はできません。

(1) 提出期間

令和6年12月13日（金）から令和6年12月23日（月）までの午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

※提出期間後は、提出を一切受け付けません。

(2) 提出場所

大阪市経済戦略局文化部文化課

大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場業務管理棟8階

5 その他

応募申込及び使用許可申請に要する一切の費用は、応募申込者及び事業予定者の負担となります。

VI 応募の方法

1 応募上の注意事項

(1) 募集条件等

応募に当たっては、別紙「大阪市中央公会堂レストラン事業者募集条件等」を確認して下さい。

(2) 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募に関する接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格になることがあります。

(3) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、本市が変更を指示した場合を除きます。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は返却しません。

(5) 応募の辞退

応募書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出して下さい。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(7) 提出書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、選定結果の公表など本市が必要と認めるときは、本市は、応募書類の内容を無償で使用させていただきます。

(8) 情報公開

応募書類は、大阪市情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号）の定めるところにより、公開される場合があります。

2 応募に必要な書類および注意事項について

(1) 応募書類

次の応募書類を、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を紙にてご提出ください。副本は選定委員会での審議資料としますので、法人の商号又は名称、代表者氏名等の部分は黒塗りし、応募者が推定できないようにしてください。

また、副本については、データ化したものを USB メモリ（必ずウイルスチェックを行ってください）にて 5 個提出ください。

名 称	様 式	備 考
現地説明会参加申込書	様式 1	
応募申込書	様式 2－1 または 様式 2－2	単独法人の場合は様式 2－1 を、連合体の場合は様式 2－2 を使用のこと
連合体結成にかかる協定書 またはこれに相当する書類	様式 2－3	連合体で申請する場合は、様式 2－3 を基に連合体協定書を作 成するか、これに相当するもの を作成し、提出すること
誓約書※	様式 3	
誓約書（暴力団関係）※	様式 4	
収支計画書	様式 5	
印鑑証明書※	各種証明書原本	発行日から 3 か月以内のもの
納税証明書※		・法人税、消費税及び地方消費税 の納税証明書（納税証明書「その 3」又は「その 3 の 3」） ・本店所在地の市町村民税（東京 都の場合は都民税）の納税証明 書 ・いずれも発行日から 3 か月以 内のもの
法人の登記事項証明書又は 登記簿謄本※		・登記事項証明書の場合は、「現 在事項証明書」「履歴事項証明 書」のいずれかの全部事項証明 書

		・発行日から3か月以内のもの
財産目録※	任意様式	直近3事業年度の実績
貸借対照表※ 損益計算書※ 株主資本等変動計算書※ 事業報告書※		※起業後3年を経過していない等直近3事業年度の実績を提出できない場合はその旨文書（任意様式）で申し出ること
Ⅳ－1－⑧に記載の事実を示す資料※	任意様式	飲食店の営業や企画・運営に携わった3年以上の実績を示すもの
企画提案書	任意様式	本募集要項Ⅵ－2－(2)を参照
使用料提案書	様式7	本募集要項Ⅵ－3を参照

・連合体の場合は※印の書類につき、代表法人含む全ての構成員が提出すること。

(2) 企画提案書類について

企画提案資料については、選定委員会でのプレゼンテーションに使用されることを念頭に、次の内容を記載ください。

名称	内容	様式	具体的な内容
企画提案書	レストランのコンセプト	任意様式	本募集要項Ⅱを踏まえたものとして下さい。
	メインとなるシェフの略歴		プロデューサーや企画チーム等を擁する場合はその略歴や実績も示して下さい。
	責任者やスタッフの人数と配置		・店長・副店長等責任者の人数 ・スタッフの人数と業務内容 ・店舗を統括する本部等がある場合は、本部での当該レストラン担当者の人数と責務内容のほか、指揮命令系統がわかるツリー図があれば示して下さい。
	レストラン外観イメージ		イメージ図を添付して下さい。
	レストラン内部イメージ		イメージ図を添付して下さい。
	内装工事の項目と内容		工事項目や内容を示して下さい。
	ランチとディナーのメニュー案		・ランチ、ディナーとも、想定

			する内容とイメージ図をいくつか、価格帯と共に示して下さい。
	営業日、営業時間、営業開始予定日		営業時間を時期によって変更する計画であればその時期・時間がわかるようにして下さい。
	中之島エリア全体の魅力向上を踏まえた運営アイデア等		・中之島エリアの魅力（周辺施設、イベント等）と連携したレストラン運営内容等があればご提案下さい。 ・ご提案内容を実現できるよう、関係先との調整等については、大阪市文化課で最大限努力します。
	その他のアピールポイント		・衛生管理マニュアル等があれば添付して下さい。
収支計画書	公会堂レストランの収支計画書	様式 5	様式 5 によりご記載下さい。
	レストランの来客数と客単価に関する目標		

3 使用料提案書 について

- ① 使用料提案書には、1 か月分の使用料の額（税抜き）を記載して下さい。
ただし、予定価格を下回る提案は無効とします。
- ② 訂正の容易な筆記具（鉛筆など）で記載しないで下さい。必ずボールペン又はペンで記入して下さい。
- ③ 年月日は、申込書類の提出日を記入して下さい。
- ④ 所在地、会社名等は、参加申込書に記載されたとおりに記入し、必ず実印で押印して下さい。
- ⑤ 使用料提案書を記入する金額は、総額で、1 枠に 1 字ずつ「1、2、3・・・」と記入し、金額の前枠に「¥」、「金」、をつけて下さい。
- ⑥ 訂正する場合は、誤記部分に＝（二重線）を引き、正しく書き直して下さい。
- ⑦ 金額欄の訂正は、誤った数字だけでなく、金額全てに＝（二重線）を引き、正しく書き直して下さい。
- ⑧ 使用料提案書を無地封筒（長型 3 号）に入れ、糊付け、割印し、表に事業者（共同企業体の場合は代表事業者）の企業名、代表者名を記載し、実印

を押印の上、提出して下さい。

⑨ 割印は、実印で3か所（上・中・下）に押印して下さい。

⑩ 次の「Ⅶ 選定方法」において、使用料提案審査への参加資格を有するものとならなかった場合は、使用料提案書を返却しますので、返信用封筒（角型2号・返信先明記・切手添付不要）を併せて提出して下さい。

なお、使用料提案書に記載された価格の3か月分の使用料に相当する額を申込保証金として納付することになります。

・ 予定価格（税抜）

551,434 円/月

（内訳）

レストラン	451,774 円/月
サンクンガーデン	89,577 円/月
地下倉庫	10,083 円/月

使用料提案書を入れた封筒（見本）

（代表事業者）
企業名
〇〇〇〇株式会社
代表者
〇〇〇〇 印

表

印

印

印

裏

Ⅶ 選定方法

1 選定方針

大阪の都市魅力のさらなる発信の観点から、より効果的に活用されることが求められている公会堂の顔となるような、魅力を持った上質な店舗を運営できる事業者を、専門家から構成される選定委員会において、公平かつ客観的に審査し、選定します。

2 審査基準

応募者の提案を審査する基準は以下のとおりとします。

提案項目・提出資料	審査の基準	配点
レストランの魅力		
・コンセプト ・メインとなるシェフや、プロデューサー、企画チーム等の略歴	●本募集要項に示すコンセプトを踏まえた、上質で洗練されたレストランであることが期待できるか。 ●ランチ、ディナーともに、時間帯に応じてコンセプトが提案されているか。 ●上質で洗練された、利用者を惹きつけるレストラン運営を期待できるシェフやプロデューサー等を擁しているか。	25 点
・中之島エリア全体の魅力向上を踏まえた運営アイデア等 ・その他のアピールポイント	●周辺の中之島エリア全体の魅力向上に資するアイデアを持った運営ができるか。 ●特筆すべき創意工夫のあるレストラン運営が期待できるか。	10 点
・メニュー案	●提案されたコンセプトにあったメニュー、価格帯となっているか。 ●利用者を惹きつける上質で洗練されたメニューを期待できるか。	20 点
・外観イメージ ・内装イメージ ・レストラン内部イメージ ・内装工事項目・内容	●利用者を惹きつける上質で洗練された魅力あるデザインであるか。 ●公会堂が重要文化財であることに配慮しているか。 ●公園内の施設として周囲と調和したデザインであるか。	25 点
安全・確実・健全な運営		
・申請者の財務諸表 ・レストランの収支計画書 ・レストランの来客数と客単価に関する目標	●健全で安定的な運営が期待できるか。 ●適切な運営目標が設定されているか。	20 点

3 選定方法

- ・応募書類提出後、プレゼンテーション審査を行います。実施日は、応募書類提出後にお知らせします
- ・当該審査終了後、評価点が 80 点以上の提案を提出した事業者を、使用料提案審査参加者として選定します。
- ・上記選定後、使用料提案審査を実施し、予定価格以上でかつ最も高い使用料提案をした使用料提案審査参加者を事業予定者と決定します。

- ・事業予定者が辞退又は失格要件に該当した場合には、次に使用料提案が高い応募者を繰り上げて事業予定者とします。

4 選定結果及び公表

- ・選定結果については、令和7年1月下旬頃までに全ての応募提案提出者に通知します。
- ・選定結果は、大阪市ホームページにおいて公表します（ホームページ上で事業者名が公表されるのは、選定された事業予定者のみです。）。
- ・審査内容及び選定結果に関する問合せ並びに異議等については、一切応じられませんのでご了承ください。

Ⅷ 使用手続等に関する事項

1 行政財産使用許可申請

事業予定者に決定した場合、行政財産使用許可申請書を提出して下さい。
なお、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用の許可は、本要項の応募書類に記載された名義で行います。

2 企画提案の内容修正

事業予定者が企画提案した内容は、必要に応じて修正等をしていただくことがあります。

3 覚書

- ・事業予定者として決定された後、できるだけ早い時期に、中央公会堂指定管理者と覚書を締結していただきます。
- ・覚書の記載事項は、共益費に含まれる事項、共益費の支払方法・期限などです。
- ・この覚書の実際の内容は、令和7年度からの中央公会堂指定管理者との協議となります。

4 営業状況の報告

営業収支等を定期的にお聞きしますのでご報告下さい。

5 事業予定者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業予定者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- ② 事業予定者がⅣ－1に掲げる応募資格の要件を満たさなくなった場合

6 損害賠償

- ・行政財産使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払っていただきます。
- ・上記のほか、使用者は、本募集要項や使用許可書、覚書に定める義務を履行しないために本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払っていただきます。

7 その他

使用者は、使用許可期間が終了し、本市が新たな事業者を選定する際には、現地説明会の実施や各種参考資料の作成に関し、協力をお願いします。

Ⅸ 申込み・問合せ先

大阪市経済戦略局文化部文化課

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号

大阪市中心卸売市場業務管理棟8階

電話：06-6469-5173 F A X：06-6469-3897

電子メール：bunkarestaurant@city.osaka.lg.jp

添付資料

- 資料1 地下1階図
- 資料2 地下2階図
- 資料3 共益費について
- 資料4 備品一覧
- 資料5 設備諸源表

全体スケジュール

募集要項公開日 令和6年11月5日

- 1 現地説明会の参加申込期限
令和6年11月13日
- 2 現地説明会の開催
令和6年11月18日
- 3 質問受付期間
令和6年11月22日から令和6年11月29日まで
- 4 質問への回答

令和6年12月9日（予定）

- 5 応募書類の受付期間
令和6年12月13日から令和6年12月23日まで
- 6 応募提案の審査
令和7年1月中旬頃 ※プレゼンテーション審査を行います。
- 7 価格提案の審査
令和7年1月中旬頃
- 8 選定結果の通知
令和7年1月下旬頃
- 9 使用許可手続
令和7年2月頃 ※覚書の調整を含む
- 10 事業者による設備等搬入・内装工事
令和7年4月1日以降
- 11 営業開始
令和7年4月1日以降のできるだけ早くにお願いします。
※事業者決定後、大阪市担当課と調整となります。